

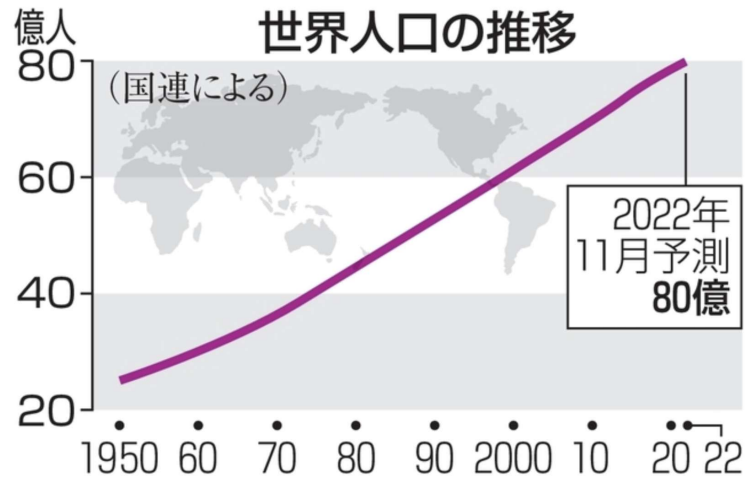


「生物多様性」と 「食料・農業・農村基本法」の意見交換会 【趣旨説明】

公益財団法人 日本自然保護協会

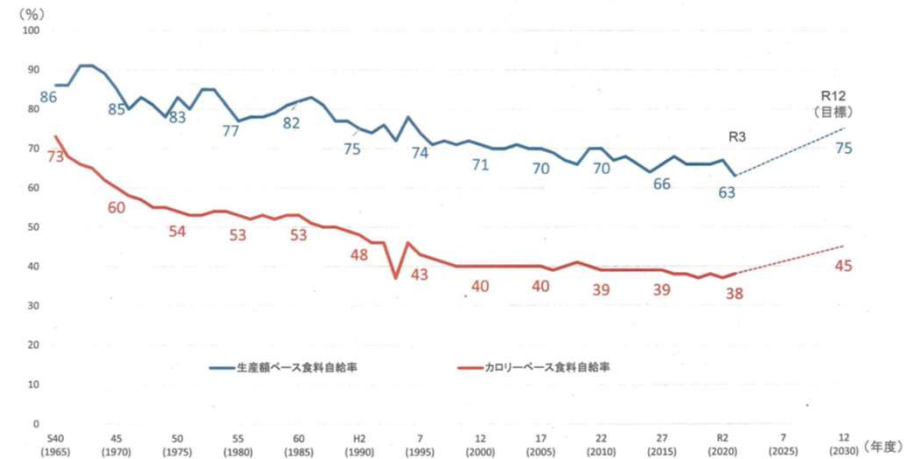
藤田 卓

なりわい 私たちの食を支える日本の農業の現状

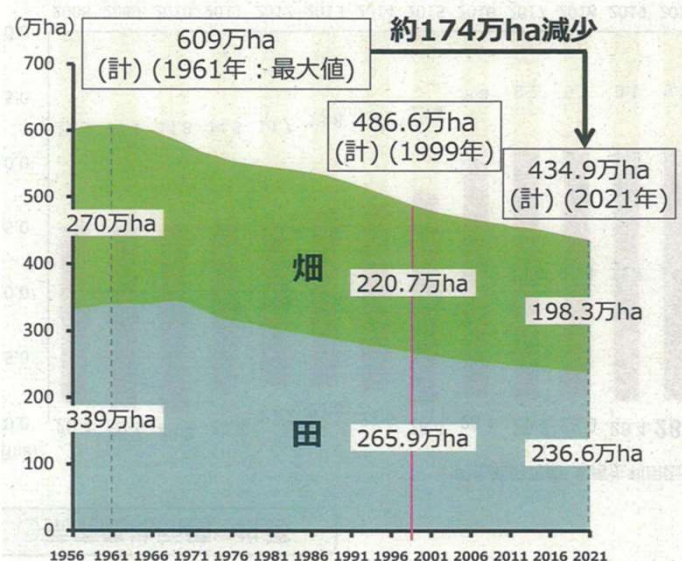


西日本新聞 <https://www.nishinippon.co.jp/image/526105/>

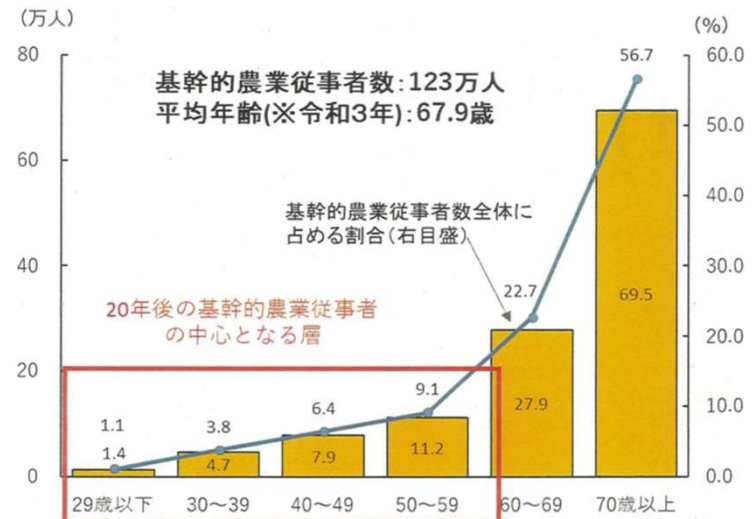
日本の食料自給率の推移



日本の農地面積の推移



日本の農業従事者の年齢構成 (令和4年)



農水省(2022)資料3:我が国の食料農業農村をとりまく状況の変化
<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/attach/pdf/20220929-9.pdf>

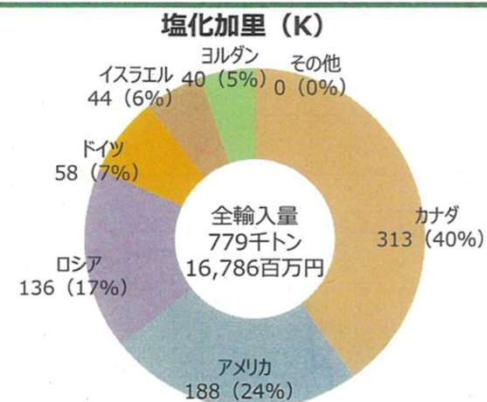
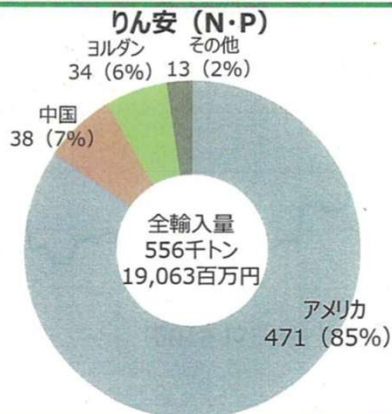
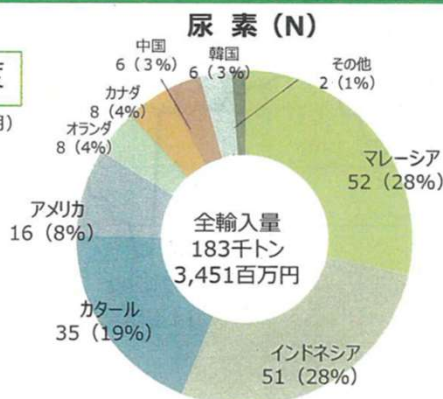
肥料原料の輸入状況（輸入量、輸入金額、輸入先国）

2. 食料・農業・農村を取り巻く状況の変化 (3) 輸出入関係

- 2020肥料年度の主な輸入先国は、尿素についてはマレーシア、中国、りん安については中国、塩化加里についてはカナダと特定の国への依存度が高まっている。
- こうした中、2021年秋以降、中国において肥料原料の輸出検査が厳格化され、我が国の肥料原料の輸入が停滞したことを受け、モロッコ等からの協調買入を急遽要請。また、ロシアやベラルーシから一定割合を輸入していた塩化加里についても、ウクライナ侵略の影響によりカナダ等から必要量を確保。

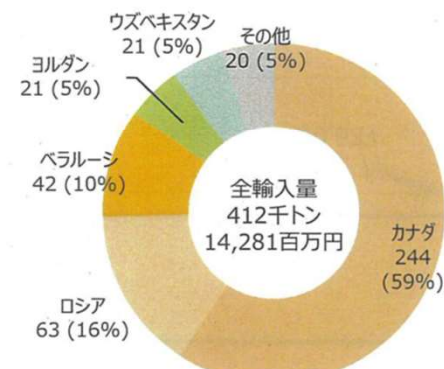
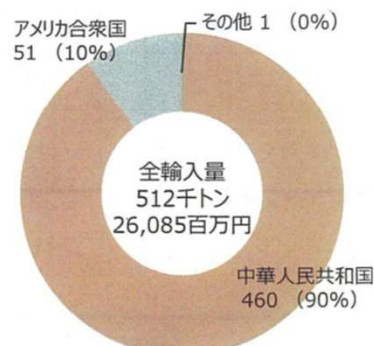
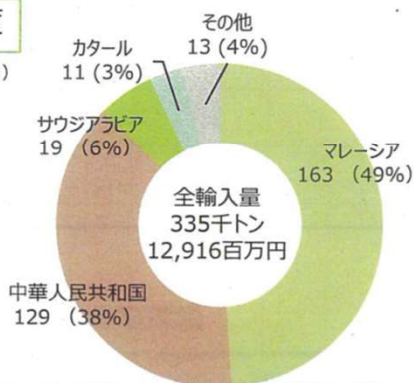
1998肥料年度

(1998年7月～1999年6月)



2020肥料年度

(2020年7月～2021年6月)



現在の対応状況

中国からの輸入が停滞
→ マレーシア等からの輸入が増加

中国からの輸入が停滞
→ モロッコ、ヨルダン等からの輸入が増加

ロシア・ベラルーシからの輸入が停滞
→ カナダ等からの輸入が増加

資料：財務省「貿易統計」を基に作成

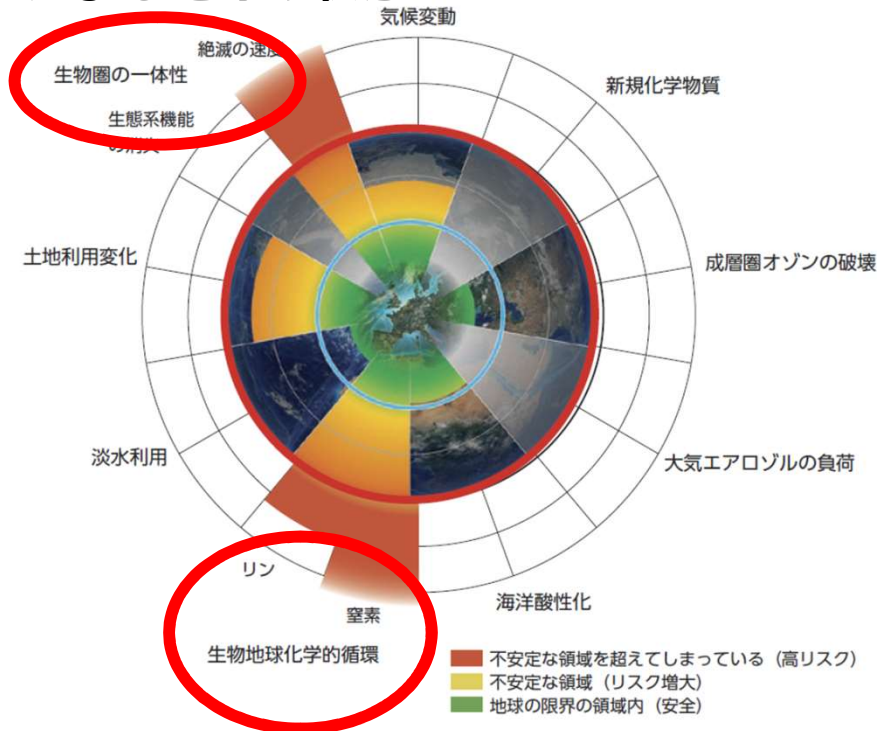
化学肥料のほとんどは輸入、有限の資源、特定の国に依存



持続可能な資源への転換が必要

食料の生産 農業の現状・課題

地球の限界（プラネタリー・バウンダリー） による地球の状態

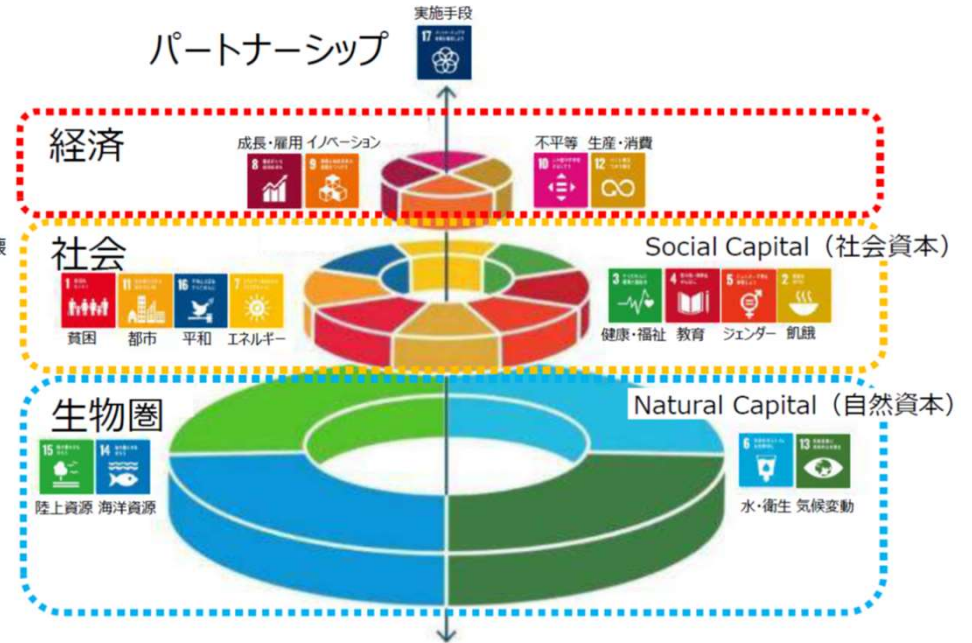


資料：Will Steffen et al. [Guiding human development on a changing planet]

平成30年版 環境・循環型社会・生物多様性白書
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h30/pdf/full.pdf>

化学肥料や農薬、土地改良など
慣行農業の限界

SDGsの目標間の関係



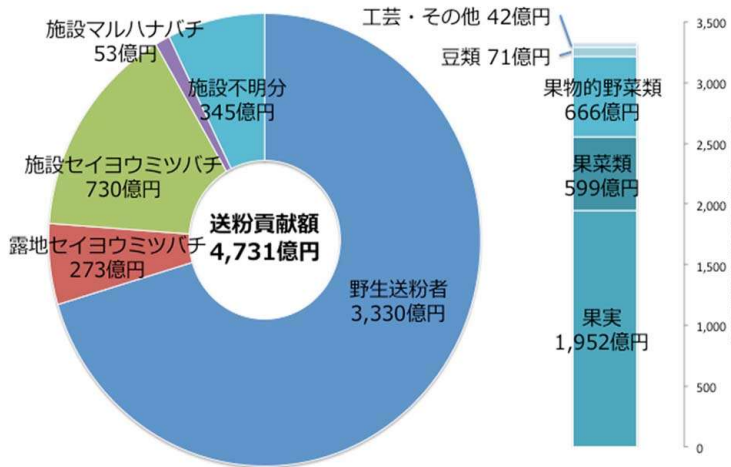
※自然資本（ナチュラルキャピタル）：自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方。森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本のこと。

従来、社会・経済の対策に偏りがち
生物圏の対策を基本としつつ、バランスよく

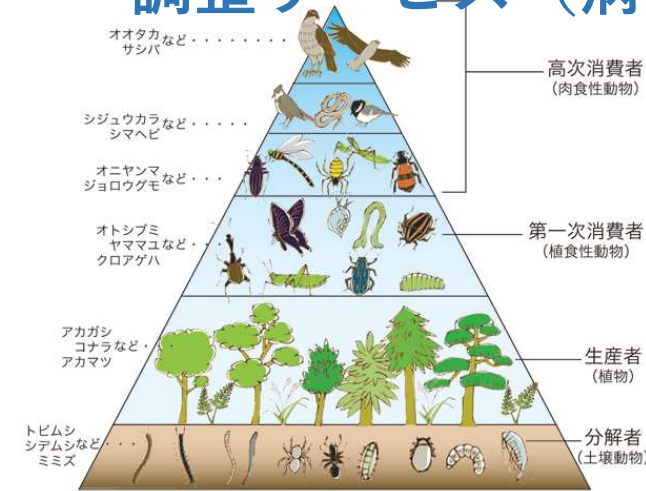
自然資源・生物多様性を活かした、
持続可能な社会・農業への転換が必要

農地の生物多様性の役割

送粉サービス



調整サービス (病害虫を抑制)



出典：矢作川流域森林物語 (豊田市役所森林課)

- ・日本の農業産出額 (約5兆7,000億円) の8.3%の貢献 (小沼、大久保2016)
- ・野生種の貢献が大きい
- ・虫媒のソバ：周囲に森林等昆虫が多い畑ほど結実率が高い (Taki et. al 2010)

- ・天敵となる肉食性動物は、数多くの植食性動物 (害虫・**ただの虫**も含む) や植物、分解者など健全な生態系が必要
- ・農薬は害虫より天敵に悪影響がしやすい (生物濃縮・個体数少なく絶滅しやすい)

基盤サービス (有機物を分解、土壌を作り、植物へ養分を供給)



生物多様性・自然資源を生かす

持続可能な農業の実現

農地の生物多様性の危機

生物多様性及び生態系サービスの総合評価
報告書（環境省2021年）

農地生態系における生物多様性の状態の評価

評価項目	長期的推移		評価時点での損失と傾向		
	過去 50年~20年の間	過去 20年~現在の間	JB0 (2010)	JB02 (2016)	JB03 (2021)
農地生態系	農地生態系の規模・質	↓	↘	↘	↘
	農地生態系に生息・生息する種の個体数・分布	↘	↘	↘	↘
	農作物・家畜の多様性	↘	→	↘	→

損失の大きさ			
弱い	中程度	強い	非常に強い
□	■	■	■
状態の傾向			
回復	横ばい	損失	急速な損失
↗	→	↘	↓

注：上の表で矢印を破線で四角囲みしてある項目は評価に用いた情報が不十分であることを示す。

【主な原因】

- 集約的な農業（土地改良など）
- 化学農薬・肥料の使用
- **耕作放棄**

（水田の場合、katayamaら(2015)）



以前は農地のごく普通種
今は、絶滅危惧種に

持続可能な農業を支える基盤（生物多様性）が劣化



食料・農業・農村基本法 とは

■基本法とは？

農政の基本方針を定めた国の法律、「農業の憲法」とも呼ばれる
1999年の法改正で、4つの基本理念の1つに「**農業の有する多面的機能の発揮**
(生物多様性保全を含む)」が入った
=農地の生物多様性の未来を決める大事な法律

■法律の見直しのスケジュール

2022年9月 食料・農業・農村基本法見直し 検証部会（第3者委員会）開始

2023年5月 検証部会が「**中間取りまとめ**」発表

(現行法の課題と今後の見直し・法改正の方針)

6月 〃 **に対する意見募集 (7/22〆切)**

秋ごろ 「**最終取りまとめ**」発表

2024年春ごろ 法改正 国会審議、決議



大事な
山場

現行基本法定後の約20年間における情勢の変化

- **国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化**
 - ・ 世界人口：約60億人(1999年)→80億人を突破(2022年)
 - ・ 異常気象の頻発に起因する生産の不安定化、穀物価格の高騰
- **食料・農業をめぐる国際的な議論の進展**
 - ・ 食料安全保障に関する国際的な議論：「全ての人々が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能」(FAO食料サミットにおける定義)
 - ・ SDGs(持続可能な開発目標)(2015年)等 **環境や人権等の持続可能性に配慮した農業・食品産業**に関する議論の進展
- **国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下**
 - ・ 我が国GDP：世界2位(1999年)→世界3位(2020年)
 - ・ 1人当たりGDP：世界9位(1999年)→世界13位(2020年)
 - ・ 輸入国としての影響力の低下：純輸入額1位 1998年日本(40%)→2021年中国(29%)
 - ・ 経済的理由による食品アクセスの問題(低所得者層の増加)
 - ・ 価格形成機能の問題(20年以上にわたるデフレ下で安売りの常態化、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることが敬遠する意識)
- **我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小**
 - ・ 我が国人口：2008年をピークに減少、高齢化率29%(2020年)
 - ・ 食料を届ける力の減退(2024年問題、トラックドライバー不足、スーパー等の閉店による買い物困難者等の増加)
 - ・ 国内の食市場の縮小
 - ・ 国際的な食市場の拡大、我が国農林水産物・食品の輸出の拡大(3,402億円(2003年)→1兆4,148億円(2022年))
- **農業者の減少と生産性を高める技術革新**
 - ・ 基幹的農業者：
 - ・ 240万人(2000年)→123万人(2022年)
 - ・ 60歳未満層が約2割(約25万人)(2022年)
 - ・ 農業法人を中心とした大規模な農業経営の増加
 - ・ スマート農業・農業DXによる生産性向上
- **農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退**
 - ・ 都市に先駆けた人口減少・過疎化の進展
 - ・ 集落機能を維持できない9戸以下の集落の増加

今後20年を見据えた予期される課題

- **平時における食料安全保障**
 - ・ 気候変動等による食料生産の不安定化(輸入リスク)
 - ・ 質・量的に十分な食料を確保できない国民の増加
- **国内市場の一層の縮小**
 - ・ 縮小する国内市場向け投資の減少
- **持続性に関する国際ルールの強化**
 - ・ **環境・人権に配慮しない食品の市場からの排除**
- **農業従事者の急速な減少**
 - ・ 少数の経営体で食料生産を行う必要
 - ・ 雇用労働力は全産業で取り合い
- **農村人口の減少による集落機能の一層の低下**
 - ・ 自然減による農村人口の急減
 - ・ 集落の共同活動による末端インフラ管理の困難化

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

1 基本理念

- (1) **国民一人一人の食料安全保障の確立**

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

 - ① **食料の安定供給のための総合的な取組**

国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視
 - ② **全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善**

買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等
 - ③ **海外市場も視野に入れた産業への転換**

農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換
 - ④ **適正な価格形成に向けた仕組みの構築**

消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築
- (2) **環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換**

食料供給以外の、止の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境等の規制に対応しつつ、食料を安定的に供給できるよう、環境負荷や人権等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換を目指す。
- (3) **食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保**

離農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入を通じた生産性の向上を実現する。
- (4) **農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保**

都市から農村への移住、関係人口の増加により、地域のコミュニティ機能を集約的に維持する。また、人口の減少により集落機能の低下が懸念される地域においても農業生産活動が維持されるよう、用排水路等の生産基盤の適切な維持管理を図る。

環境や人権：農（食料の生産）の持続可能性の課題・対策はごくわずか
→農と業 両方のバランスが重要

「生物多様性」と「食料・農業・農村基本法」の意見交換会

【開催趣旨】

- ・ 基本法見直しの提案「**中間取りまとめ**」の**成果と課題**について意見交換
特に、持続可能な農業の実現に向け、その基盤となる**生物多様性保全の視点を中心に**

【プログラム】 変更の可能性もあります

趣旨説明	藤田卓（(公財)日本自然保護協会）
検証部会：中間取りまとめの紹介	農林水産省担当官
背景説明：生物多様性保全からみた基本法のあり方	西澤栄一郎（法政大学教授）
中間取りまとめに対する 環境 NGO 意見	金井裕（(特非)ラムサール・ネットワーク日本）、田尻浩伸（(公財)日本野鳥の会）、久保優（(公財)世界自然保護基金ジャパン）、藤田卓（(公財)日本自然保護協会）、斎藤光明（(特非)オリザネット）
環境・有機農業 20 団体の共同提言 ～有機農業は環境問題解決の一分野～	徳江倫明（(特非)全国有機農業推進協議会 理事）
意見交換	閉会后、希望者のみ～21:00 延長予定